

衆議院

農林水産委員会議録 第六号

六

平成二十年三月二十四日(月曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 宮腰 光寛君

理事 岩永 峰一君 理事

理事 近藤 基彦君 理事

理事 七条 明君 理事

理事 細野 豪志君 理事

理事 赤澤 亮正君 理事

飯島 夕雁君 理事

小里 泰弘君 理事

近江屋信広君 理事

金子 恭之君 理事

北村 茂男君 理事

清水清一朗君 理事

西村 公也君 理事

福井 照君 理事

御法川信英君 理事

森 英介君 理事

大串 博志君 理事

郡 和子君 理事

神風 英男君 理事

松木 謙公君 理事

石田 祝稔君 理事

農林水産大臣 理事

農林水産副大臣 理事

農林水産大臣政務官 理事

政府参考人 理事

農林水産省農村振興局長 理事

政府参考人 理事

農林水産省經營局長 理事

政府参考人 理事

農林水産委員会議録第六号

出席委員	委員長 宮腰 光寛君	理事 岩永 峰一君 理事	理事 近藤 基彦君 理事	理事 七条 明君 理事	理事 細野 豪志君 理事	理事 赤澤 亮正君 理事	飯島 夕雁君 理事	小里 泰弘君 理事	近江屋信広君 理事	金子 恭之君 理事	北村 茂男君 理事	清水清一朗君 理事	西村 公也君 理事	福井 照君 理事	御法川信英君 理事	森 英介君 理事	大串 博志君 理事	郡 和子君 理事	神風 英男君 理事	松木 謙公君 理事	石田 祝稔君 理事	農林水産大臣 理事	農林水産副大臣 理事	農林水産大臣政務官 理事	政府参考人 理事	農林水産省農村振興局長 理事	政府参考人 理事	農林水産省經營局長 理事	政府参考人 理事
出席委員	委員長 宮腰 光寛君	理事 岩永 峰一君 理事	理事 近藤 基彦君 理事	理事 七条 明君 理事	理事 細野 豪志君 理事	理事 赤澤 亮正君 理事	飯島 夕雁君 理事	小里 泰弘君 理事	近江屋信広君 理事	金子 恭之君 理事	北村 茂男君 理事	清水清一朗君 理事	西村 公也君 理事	福井 照君 理事	御法川信英君 理事	森 英介君 理事	大串 博志君 理事	郡 和子君 理事	神風 英男君 理事	松木 謙公君 理事	石田 祝稔君 理事	農林水産大臣 理事	農林水産副大臣 理事	農林水産大臣政務官 理事	政府参考人 理事	農林水産省農村振興局長 理事	政府参考人 理事	農林水産省經營局長 理事	政府参考人 理事
出席委員	委員長 宮腰 光寛君	理事 岩永 峰一君 理事	理事 近藤 基彦君 理事	理事 七条 明君 理事	理事 細野 豪志君 理事	理事 赤澤 亮正君 理事	飯島 夕雁君 理事	小里 泰弘君 理事	近江屋信広君 理事	金子 恭之君 理事	北村 茂男君 理事	清水清一朗君 理事	西村 公也君 理事	福井 照君 理事	御法川信英君 理事	森 英介君 理事	大串 博志君 理事	郡 和子君 理事	神風 英男君 理事	松木 謙公君 理事	石田 祝稔君 理事	農林水産大臣 理事	農林水産副大臣 理事	農林水産大臣政務官 理事	政府参考人 理事	農林水産省農村振興局長 理事	政府参考人 理事	農林水産省經營局長 理事	政府参考人 理事
出席委員	委員長 宮腰 光寛君	理事 岩永 峰一君 理事	理事 近藤 基彦君 理事	理事 七条 明君 理事	理事 細野 豪志君 理事	理事 赤澤 亮正君 理事	飯島 夕雁君 理事	小里 泰弘君 理事	近江屋信広君 理事	金子 恭之君 理事	北村 茂男君 理事	清水清一朗君 理事	西村 公也君 理事	福井 照君 理事	御法川信英君 理事	森 英介君 理事	大串 博志君 理事	郡 和子君 理事	神風 英男君 理事	松木 謙公君 理事	石田 祝稔君 理事	農林水産大臣 理事	農林水産副大臣 理事	農林水産大臣政務官 理事	政府参考人 理事	農林水産省農村振興局長 理事	政府参考人 理事	農林水産省經營局長 理事	政府参考人 理事

(内閣提出第二二二号)

○宮腰委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省経営局長高橋博君、農村振興局長中條康朗君、林野庁長官井出道雄君、水産庁長官山田修路君、外務省大臣官房審議官草賀純男君及び海上保安庁警備救難部長石橋幹夫君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○宮腰委員長 これより質疑に入ります。

○宮腰委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○宮腰委員長 これより質疑に入ります。

○宮腰委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

という契機も相まって、今回、緑資源機構法を廃止し緑資源機構を廃止する、こういうふうになつておるわけでございますけれども、きょう、私の方からは、これだけ世間を騒がせる大きな問題が起つた、これに対して、対応は十分なされていられるのかという観点から、大臣に質問させていただければというふうに思います。

そこで、まず初めに、今般、林道整備事業の調査業務に関して官製談合が行われた、そして逮捕者まで出た、これだけの事件でございました。この事件が起つたことを受けて、その発生原因はどこにあつて、それに対して農林水産省としてどのような対応をとられたのか、これに関しまして、まず大臣から簡潔にお願いしたいと思います。

○若林国務大臣 緑資源機構におきましては、緑資源機構が入札談合再発防止対策に関する調査報告書を取りまとめたわけですが、その中におきまして、まず、指名競争に偏重した契約制度、次に、コンプライアンス意識の欠如、そして三つ目に、狭く固定的な人事などが挙げられているところでございます。

○若林国務大臣 緑資源機構におきましては、緑資源機構が入札談合再発防止対策に関する調査報告書を取りまとめたわけですが、その中におきまして、まず、指名競争に偏重した契約制度、次に、コンプライアンス意識の欠如、そして三つ目に、狭く固定的な人事などが挙げられているところでございます。

農林水産省におきましては、この事案の発生を受けて、緑資源談合等の再発防止のための第3者委員会を設置いたしまして、緑資源機構の組織、業務、人事のあり方について根本的かつ総合的な検討を行つたところであります。その結果、組織の廃止、事業の廃止を含む大幅な見直し、機構からの関連法人への再就職の自粛など抜本的な措置を

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号 平成二十年三月二十四日

講ずることとし、現在御審議をお願いいたしておられます機関の廃止法案を国会に提出したところであります。

談合再発防止策につきましても、緑資源において、入札方式は災害復旧などを除きすべて一般競争入札により実施すること、緑資源機構においてコンプライアンスマニュアルを作成し、職員を対象とした研修を実施すること、農林水産省内に緑資源機構の入札監視のための委員会を設置いたしまして、四半期ごとに機関に設置されている入札監視委員会による入札監視が適正に行われているかどうかを確認することなどを行っているところでありまして、機関廃止後も継続してこれらの措置を確実かつ適切に講ずることといたしております。

○大串委員 今問題と対応策について万全を期し、国民の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、談合再発防止策についてざつと御説明いただきましたけれども、今おっしゃった中で、これは非常に国民として問題の多い、いわゆる税金の無駄遣い。談合が行われるということは、それだけきちんととした競争入札が行われないということのございますので、結局税金にはね返ってくるわけでございます。

税金の無駄遣いという観点から、これは厳しく見直していかないということです、私はきょう質問させていただくんですが、そもそも緑資源機構を考える際に、もともとこの組織の中にも、談合をなくす、一般競争入札をきちんと行って、低いコストで行っていくんだ、そういうインセンティブが、メカニズムがきちんと働いていたかといふと、疑問だなと思う点があるわけのございます。

例えは、そのようなコストを抑えるといふインセンティブ意識は恐らく財務の方から出てくるんだと思いますけれども、この緑資源機構の財務のあり方を見ていると、私は独立行政法人としては極めて異質だと思います。

なぜかと申しますと、独立行政法人というのは、御案内のように、私に説法ではありますけれども、公的な業務ではある、しかし必ずしも国でやる必要はない、そこで独立行政法人という新たな組織で、効率とかあるいは政策評価とかそういうのを盛り込んで、できる限り民間に近い考え方でやっています。

一方で、運営費交付金というメカニズムがあつたが、運営費交付金を効率的に使つて余らせることができれば、積立金として翌年以降自分たちで自由に使える、こういうふうなメカニズムがあつた、これが独立行政法人なのであります。

しかし、この緑資源機構を見てみると、運営費交付金はゼロ、ありません。どういう財源を使つて事業を行つているかと云ふと、大宗は補助金、国庫補助金でございます。林道整備あるいは土地の整備、農用地整備等々のための補助金、これを使つたものが大きな収入源。そして、もう一つ大きな収入源は自己収入でございます。この自己収入も、林道整備あるいは農用地整備を行つたこの負担金が地方及び受益者から返つてくるという意味での自己収入でございまして、ほとんど補助金の裏みたいな形になつております。そのほか、財投機関でありますので、財投借り入れ等々がいわゆる入りのお金になつてゐる。ですから、この運営費交付金というのはないんですね。

これを見ると、緑資源機構というものは、あたかも林道整備や農用地整備あるいは特定中山間事業のような、いわゆる公共事業的なものを行うための箱として使われていたわけであつて、組織として機動的な対応が可能であり、効率的であると考えられたことから、これまで緑資源機構において実施されたものであると承知いたしております。

○大串委員 今、特殊法人整理合理化計画の内容を引つ張られて、補助金というのも財源の一つを多數擁する機関において実施していくことの方が機動的な対応が可能であり、効率的であると考えられたことから、これまで緑資源機構において実施されたものであると承知いたしております。

それがほんすべてである。つまり、運営費交付金がするんですね。大臣、この辺に関して、御所見

はいかがですか。

○若林国務大臣 委員御指摘のように、独立行政法人の財源措置につきましては、一般的には、法

人に自由裁量を与える、そういう観点から、運営

費交付金、いわば渡し切りの交付金として措置を

するということとしているわけでございまして、法の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることもできることとされているわけでございます。

一方で、特殊法人等整理合理化計画というものがございまして、それにおきまして、独立行政法人に対する国の予算手法につきましては、運営費交付金及び施設費のほか、補助金などによる措置も認められることとされております。個々の独立行政法人の業務、財務の性格等を勘案して定めることがでございまして、事業量に見合つた人員や体制を整備する上で、事業費の中で事業量に応じた管理運営費を計上することが最も合理的であるということから、補助金等による事業を実施してきたところでございます。

なお、同様の性格のものとして、公共事業を実施している独立法人水資源機構及び独立法人都市再生機構におきましても、運営費交付金ではなく補助金により事業実施がなされております。

また、緑資源機構の各事業については、政府が直接実施するよりも、専門的知識を有するスタッフを多數擁する機関において実施していくことの方が機動的な対応が可能であり、効率的であると考えられたことから、これまで緑資源機構において実施されたものであると承知いたしております。

農業生産基盤整備事業補助金ということで補助金だけ、運営費交付金はない。この水資源機構、運営費交付金を見てみると、ありはします。あるいはしますけれども、これは治水特会から丸々出ている。これは、運営費交付金あるいは補助金、どちらでやるのかということが整理のつかないまま進んでいるよう気がしてならないんです。

先ほど、緑資源機構が公共事業を主に行うといふためにつくられた、かつ、別事業体をつくつてやつた方が専門的な知識から機動的にできるといふこともおっしゃいましたけれども、私は、これが財投機関であったということを十分勘案してもら、必ずしも法人をつくる必要はなかつたんじやないかと。経緯からずつと法人ができるいますけれども、本当に突き詰めて考へるのであれば、例えば特別会計などというような形でやるといふこともあり得たんじやないか、あるいは一般会計の中でもやるといふこともあり得たんじやないか。必ずしもそれを排除しなくていいんじやないかと感じます。

その流れの一つとして、私はこの業務を見ていて、本当に運営費交付金で行うのか、あるいは補助金で行うのかということが、この法人においてみ、これが問題になつたのではないかという感じがほんすべてである。つまり、運営費交付金が

感じるのでございます。

例えば、これは大臣に御意見いただきたいんですけれども、海外農業開発事業というものがございました。今般、これは新たな法人において行われるということになつております。海外農業開発事業は、これまで緑資源機構でやつていたんですけれども、今後、国際農林水産業研究センターにおいて実施するということになつています。

緑資源機構において行つていた時代には、これは補助金で行つていただけであります。今私が申し上げたように、全額補助金として行つてました。ところが、新法人になって、国際農林水産業研究センターで実施する途端に運営費交付金になつてゐるわけでございます。同じ事業を前法人から今法人に引き継ぐとなつていてもかかわらず、なぜ前が補助金で、なぜ今回が運営費交付金なんか。適切な理屈はありますか、大臣。

○若林国務大臣 海外農業開発事業につきまして、緑資源機構の中においては補助事業としてこれを組み立てていたにもかかわらず、今度は、国際農林水産業研究センターに承継をした後は交付金という仕組みで実施するというのなぜか、こういうお話をございます。

御承知のように、緑資源機構の中におきます海外農業開発事業というのは、全体の事業の中のごく小さな事業の部分であると同時に、ここで何をやるかというのは、その研究開発事業は具体的に明確になつてゐるわけでございます。

一方、国際農林水産業研究センターが行います海外農業開発事業につきましては、委員も御承知だと思いますけれども、砂漠化の防止などの地球環境問題でありますとか、自然災害等に対する復興支援に貢献するといったようなことから、開発途上国の持続的な農業、農村開発に対する技術手法の開発、調査などを広く実施しているものでございます。

緑資源機構の廃止に伴いまして、海外農業開発事業については国際農林水産業研究センターに承継するわけでございますけれども、同センターが

実施いたします、開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する試験研究などの業務は、いろいろございまして、エチオピアなどにおきま

す砂漠化防止等の環境保全対策調査でありますとか、スリランカにおきます参加型農業農村復興支援対策調査でありますとか、その他、種々の調査事業が何本も立つておるわけでございます。

そういう意味では、海外の調査研究、開発事業研究等の業務と同様に、その本来の業務としてこれが実施されるというものでありますから、予算においても、他の試験研究等の業務と同様に、それらを総合的な判断のもと、センターの裁量によつて行い得るような形で運営費交付金として実施することが適当である、こう考えて措置したものでございます。

○大串委員 私もほぼ同じものをいただきましたけれども、今の説明からすると、では、なぜ前の緑資源機構においては海外農業開発事業は運営費交付金ではダメだったんですか、端的にお答えください。

○若林国務大臣 それは、今申し上げましたように、緑資源機構の中においては、公共事業実施という、各種の事業の中で、この事業はそれとは性格を異なるような事業であります、その事業

自身の内容といふのはもう明確になつてゐるわけですが、補助事業としてこれをやつたとしても、その限りで適正に執行されることが、また、そのことによって、この緑資源機構が行うことについて、効率的に行い得るものと判断したものであります。

今度移す方は、そういう海外におきます、途上国におきます調査研究そして開発手法といった共通の部分を持つておる事業を多数持つておるわけですが、裁量の幅を広げて効率的に組み合わせた上で実施するということの方がより効果的であるという

判断で切りかえたわけでございます。

○大串委員 要するに緑資源機構の時代には、非常に小さい業務で内容が明確だった。しかし、今は砂漠化防止等の環境保全対策調査でありますとか、スリランカにおきます参加型農業農村復興支援対策調査でありますとか、その他、種々の調査事業が何本も立つておるわけでございます。

としては、幾つもある事業を総合的に行なうことができるわけでございまして、継承される業務といふのは、国際農林水産業研究センターの他の試験研究等の業務と同様に、その本来の業務としてこの業務があって、その中の一つとしてやるから運営費交付金になるという説明なんですか、それが実施されるというものでありますから、予算中で行つから、そこに補助金をくつけるのではうまくいかないから、今回は運営費交付金でいいこと行つてないんですね、現在でも。だから、そのもともとの補助金スキームが本当に適切だったか中で行つから、そこには補助金をくつけるのではうまいかないから、今は運営費交付金でいいこと行つてないんですね、現在でも。だから、そのもともとの補助金スキームが本当に適切だったかいうことの検討が十分でなかつたんだと私は思ふんですね。

運営費交付金でできなかつた理由はないんですね。事業が明確だつたから運営費交付金じゃなくて補助金だとおっしゃいますけれども、事業が明確でも運営費交付金でやつていいくんです。むしろ、独立行政法人の場合は運営費交付金でやるのが原則なんです。そこを間違えないでいただきたい。

そういうことからすると、いわゆるもともとの法人をつくるときに、税金の無駄遣いをなくすためのインセンティブをどうつくつていくかなどといふ検討が足りなかつたんだと思うんですね。そこに一つ大きな原因があるんだというふうに私は思いました。

次に、今回の問題を受けての対応、先ほど少し御説明がありましたけれども、それで本当に今後このような大きな問題、深刻な問題がもう起ころないような形になつてているのかという点は、私たちしつかり見ていかなければならぬというふうに思います。

先ほど幾つか御説明ありましたけれども、緑資源機構のこの問題を受けた、なるほど、先ほどおつしやいました第三者委員会の皆さんの中間取りまとめもありました。その前に、「論点・課題の整理について」を踏まえた農林水産省の包括

的な基本姿勢」というものも打ち出されておりま

す。こういうものを軸に事後対応策がつくられています。この件に関しましては、林野庁の関係で直轄事業の契約監視等委員会というものが設けられました。そこでは、外部有識者の参画も得まして、林野庁の発注・契約業務全般につきまして、巡回点検ですとか抜き打ち監査ですとか納紀保持マニュアルの整備等について、調査審議を願つております。既に現実に全国の森林管理局、管理署を回つていただきまして、そういうたったチェックもしていただいているところでございます。

○大串委員 私はこの仕組み、第三者委員会においていい取り組みだと言われていますけれども、本当にそうかなと思う面もあるんです。

この設置要領をいただきましたけれども、こういふのをつくるときに、私はえつと思つたんですね。委員長、林政課長、委員、管理課長、委員、管理課監査室長、委員、管理課監査官三名、そして外部有識者は一名、弁護士をやつておる大学の先生、これだけなんですね。

確かに事業担当部局以外のところでやると書いた

てあるので、これでいいんでしょう、多分文字面を追つていけば。しかし、これが本当に実効性のある仕組みとなるかどうか、非常にこれは疑問なんですね。だから、これが本当にきちっと行われていくかどうかは、これからもフォローアップを要していくんだと私は思うんです。

そして、もう一つつけ加えさせていただきますと、これは林野庁の直轄事業の契約に関する、いわゆる事業担当部局以外の第三者の目ということです。

今回の問題は、確かに緑資源機構、そして林野庁において起こった問題ですけれども、では、農林水産省全体でどういうふうに考えていくのかということは考えなければならないと思うんです。

ちなみにお尋ねしますけれども、事業担当部局から分離してつくる常設の監視機関、林野庁においては林政課長を中心とするこういう監視委員会ができました。農林水産省全体ではこういうことはやられないんでしょうか。大臣、いかがでしようか。

○若林國務大臣 緑資源機構の談合等再発防止のための第三者委員会からのお話をありますし、緑資源機構の談合問題について、抜本的な再発防止策を検討することを目的として、緑資源機構、受注法人、林野庁の組織、業務、人事のあり方について御審議をいただいたわけでございまして、ここで提起された論点、課題、いろいろございますが、これらを踏まえまして、農林水産省としての考え方を取りまとめたものが農林水産省の基本姿勢でございます。

農林水産省全体としての対策につきましては、昨年の七月二十六日に第三者委員会の中間取りまとめて、農林水産省直轄の公共事業について同様の観点から、コンプライアンスの徹底等入札談合防止に万全を期することとして、七月三十一日にその具体的な方策を取りまとめたところでございます。

○大串委員 農林水産省全体の取り組みとして、七月三十一日に農林水産省の直轄事業に関するの

めたわけでございます。

一方、独立行政法人全体につきましては、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、業務運営の適正性あるいは透明性を確保するため、実は昨年の二月、総務省から、一般競争入札の導入、範囲拡大や随意契約の見直し、契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化を図るよう求められております。

農林水産省としては、今回の緑資源機構の談合事件も踏まえまして、所管の独立行政法人に対し、この要請に加えて入札監視委員会、コンプライアンス委員会等の設置をあわせ要請するなど、業務運営の適正化を図つてきているところでございます。

しかし、大臣、農林水産省において発注されるものというは当省直轄の公共事業だけじゃない、ように、七月三十一日に、農林水産省における入札談合防止対策の強化についてということで、当省直轄の公共事業に関してはということで、一般競争入札の拡大とか、こういうことを書かれた文書が発出されてはおります。

さて、これが農林水産省全体に及んでいないじゃないかということから、今おっしゃいましたように、当省直轄の公共事業だけじゃない、なればならない。

いわんや先ほど話もありました水資源機構などは、この緑資源機構と全く同じ構造で仕事をしていまして、当省直轄の公共事業ではありません。いわゆる法人が行う公共事業、まさに、緑資源機構はそこにおいて問題が起つた。この辺に関しても手がつけられないんじゃないですか。大臣、いかがですか。

○若林國務大臣 委員がお話をございましたように、第三者的立場で、農林水産省の直轄事業についてのあり方を定す。

○大串委員 いろいろ農林水産省の方から、当省直轄の公共事業以外のいわゆる発注に関してはどうなんですかという説明をされる受けると、ちびりと資料が出てくるんですね。

そして、大臣が今おっしゃった「随意契約の適正化の一層の推進について」という文書もこの委員会に来るほんの数十分前に出てきました。今それを大臣がお読みになりました。この「随意契約の適正化の一層の推進について」、これをもつてして公共事業以外もやつていてるんだということございましたけれども、内容を見ますと、よく読んでいただきたいんですが、大臣、これは随意契約の適正化の一層の推進なんです。読みますよ。

随意契約の適正化については、十九年十月三十日の閣僚懇親において、内閣総理大臣から、一般競争入札への移行など適切な契約形態等の徹底及びすべての契約の監視を行う第三者機関の設置等の監視体制の構築について指示があつたところである云々かんぬんとあります。当省においても、随意契約の適正化の一層の推進なんです。

隨意契約の適正化については、その実施に万全を期されたい。

これは、いろいろ随意契約に関して問題があるて、全省府的に随意契約で本当にいいのかという流れがあつて、それでやつていることなんです。必ずしも、緑資源機構の官製談合、要するに随意契約とは違う入札の段階での官製談合の問題が今回出てきたわけですから、そこに直接対応するものじゃないんです。

大臣もそういうふうに説明を受けられたと思いますけれども、役所側の日から見ると、これは、緑資源機構で起つたような、既に入札が行われているところで官製談合をなくしましょうというところには、直接のきっかけとしたペーパーじゃないんです。大臣、そこは御存じですか。

○若林國務大臣 この「随意契約の適正化の一層の推進について」の関係省庁連絡会議からの共通の指示でございますが、これを踏まえて、各府省

今からもう十年も前になるでしょうか、平成十一年ですか、国鉄清算事業団の債務の処理あるいは国有林野の改革の特別委員会が設置されまして、私は、当時理事としてこの問題処理に当たった経緯がございました。その結果、特に林野に関しては、三兆八千億の累積赤字、二兆八千億を一般会計、一兆円を特会、平成六十年までに処理という方向が決まりまして、いろいろと経費節減等もあつて、平成十六年からは借金なしで今日まで推移しております。

そういう経緯の中で、不幸にも、いろいろと指摘もあつたように、小泉改革で緑資源機構が設置されて、このような悪質な官製談合が露見し、こうやって廃止の法案が今出されております。

そういう中で、一番の被害者というか、もちろんこれは国民に対するまさしく断じて許してはならない行為でありますけれども、今現場で働く第一線、特にこの林野というのは労働環境が厳しい中で、働いている諸君が世間から色眼鏡で見られたり、憤りを含めてそういう状況に置かれていることはゆゆしき問題だ、まずこのことを私は冒頭に申し述べたいと思つております。

さて大臣、何点かお聞きいたしますが、まず、日本の森林面積は、国土の三分の二に相当する約二千五百万ヘクタールにもなる面積を占め、さらに、今年七月に実施される北海道の洞爺湖サミットでは地球温暖化の問題が重要なテーマとなつております。そこで、この森林・林業の重要性がもちろん話し合われていくのではないかと思いま

す。しかし、そのときを前にして、今申し述べたようには今回の緑資源機構の廃止法案を審議しているわけでありますけれども、今回の事案は、発注者側が組織的に継続して談合を主導した、こういう悪質なものであります、これは廃止は当然であります。

しかし、それについてまず最初にお聞きしたいことは、どういう過程でそういう方向に持つていかれたのか。あるいは、外部有識者による委員会

があつたと聞いておりますけれども、国会の場ではありませんでした、この立法府では。そういう中で、今までの経緯、さらに今後再発防止に向けてどう取り組んでいかれるのか、そのところをまず冒頭大臣にお聞きしたいと思います。

○若林國務大臣 我が国は、国土の三分の二以上を森林が占めている、林地が占めているという意味で大変な森林国でございますし、その森林の適正な管理、利用が國られるることは、国土の保全といふ観點から見ましても大変重要な課題でござります。さらに加えて、今委員が御指摘になりましたように、地球温暖化というような視点から、緑の効用ということが世界的にも再評価されてきているときでございます。

こういうような状況の中で、このたび緑資源機構を廃止する法案を提案しなければならなくなつたということは極めて残念なことだと思いますけれども、そのよつて来るところは、委員もおつしやられましたように、発注者側が組織的に継続して談合を主導した極めて悪質な事件であったといふようなことが契機となりまして、緑資源機構自身が取りまとめた調査報告書におきましても、緑資源機構が行つてきました契約の制度でありますとか、事業実施にかかるコンプライアンス意識の欠如でありますとか、非常に狭い固定的な人事が続けられてきたというようなことが挙げられたわけでございます。

農林水産省としても、このような事案の発生を受けまして、第三者委員会を省として設置いたしまして、緑資源機構の組織、業務、人事のあり方などについて抜本的、総合的な検討を行つたところでございます。

○小平委員 また、具体的に、今回そういう方向で廃止になるこの機構の中で、五つの主要な事業がありますね。その事業の中に今言わされた水源林造成事業がありますが、この事業は、水源林を涵養し、国民生活の安全、安心の確保、国土保全、水資源の確保はもとより、地球温暖化防止に向ても重要な事業であると言われております。

○若林國務大臣 水源林造成事業につきましては、委員が今お話をございましたように、大変大事な事業だというふうに認識いたしております。

申すまでもなく、奥地の水源地域での保安林の造成を行う事業であります。かつ、委員もおつしやられましたように、地球温暖化という視点からは、京都議定書の森林吸収源対策としても必要な事業であります。また、奥地の水源地域、山村地域におきましては、その雇用にも大きな役割を果たしてきたというふうに認識いたしております。

このために、事業の透明性、効率性の確保を徹底しながら、国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐという方針を持つております。

ですから、森林総合研究所へ水源林造成事業を承継するに当たりましては、業務に従事してきた

職の自肃などの人事のあり方の見直しなど、抜本的な措置を講ずることとされまして、我々も、そのような意見を厳粛に重く受けとめまして、現在御審議をお願いしている機構の廃止法案を国会に提出することにしたところでございます。

また、談合再発防止策についてもお尋ねございましたが、緑資源機構におきましてすべて一般競争入札によってこれを実施する、機構においてコンプライアンスマニュアルを作成して職員を対象とした研修を充実させる、また、農林省内に緑資源機構の入札監視のための委員会を設置いたしまして、四半期ごとに緑資源機構に設置される入札監視委員会による入札監視が適正に行われているかどうかを確認するなどを行つてあるところでありまして、機構が廃止された後におきましても、これらの措置については継続的に確實に実施して、適正な業務運営が行われるように万全を期してまいらなければならない、そのように考えておるところでございます。

○小平委員 また、具体的に、今回そういう方向で廃止になるこの機構の中、五つの主要な事業がありますね。その事業の中に今言わされた水源林造成事業がありますが、この事業は、水源林を涵養し、国民生活の安全、安心の確保、国土保全、水資源の確保はもとより、地球温暖化防止に向ても重要な事業であると言われております。

緑資源機構では、民營林のうち水源涵養保安林などの整備を昭和三十六年以降四十四万ヘクター実施いたしておりますが、現在までの契約件数は四十六都道府県で一万八千八十九件ですか、水源林では毎年三十六億トンを涵養しておると聞いております。その上、中山間地の皆さんに貴重な雇用の場も提供している。これは、地方にとっても大変影響の大きいものであると言われております。

そこで、今回の法案では、平成二十一年度末まで経過措置で森林総研が実施をするようになつて

いますね、その後は別の独立行政法人に移管する、こうなつております。

そこで、私が疑問に思うのは、そもそも森林総研は、從来こういう事業を行うところではなくて、いわゆる森林・林業に対する総合的な試験研究機関でありますね。ですから、時限的措置としてはいいながら、こういう基盤整備の公共事業を研究機関が行うこととは、なじむのかなという、果たして本当に機能するのか、そこを疑問に思つては一つあると思います。

そこで、これについて、この事業の重要性にかんがみ、専門の公的機関を整備して対策を進めるなどを検討すべきであると私は思うのであります。が、政府の考え方を問いたいと思います。大臣、簡潔にお願いします。

総合研究所に事業が承継された場合におきまして

も、着実な事業の実施が図られるよう努めてまいりたいと思います。

○小平委員 そこで、国有林野事業であります

が、これまでの事業のあり方、組織のあり方、いろいろなやり方について国会においても議論を重ね、国有林野事業の管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換し、事業を進めてきた

行革推進法の議論では、平成二十二年度末までに、国有林野事業特別会計を見直し、その業務を一部独法に移管した上で一般会計に統合する、こうなっておりますが、この間の議論にもあつたよ

うに、森林は地球温暖化防止機能を初めとして国民生活にとって重要な役割を担うものであることから、国有林野事業の管理運営においては、國の責任によつて、みずからが実施主体となつて一般

会計において行われるべきである、こう我が党は主張いたしております。

また、特に国有林野は、日本列島の奥深いところに位置し、約七百六十万ヘクタールの九割が国

土保全上重要な保安林であつて、その公益的な機能を十分發揮するためには、森林の整備には総合

的な調整が必要であり、管理、保全を行う一般会計分と、整備、販売を行う独立行政法人化の部分を区分することは、定員純減のために現場業務を二分化するという政府の考え方があるだけで、二分化されることにより組織が二重となつて、業務も複雑で効率も悪くなる可能性があると思います。また、国有林の管理処分は、国有財産としての業務として残るもの、処理にかかる事務手続については独法が行うこととなり、処分権限そのものは国にという複雑なものとなつております。

こういう状況の中で果たして効率的な運営がされると考えておられるのか、そのところの政府の所見をお伺いしたいと思います。

○若林国務大臣 国有林野事業の一般会計化、一部独立行政法人化につきましては、委員もお話を

ざいましたが、行政改革推進法におきまして、國

有林野事業特別会計において経理されている事務事業の性質に応じて、一部を独立行政法人に移管

した上で、同特別会計を一般会計に統合すること

について検討することとされているところでござ

います。

このため、これまで国有林野事業として実施してきた事業のうち大きく二つに分けまして、人

工林の整備、木材の販売などの業務を独立行政法人に移行するとともに、国有財産としての国有林

野の管理、保全、治山事業などについては国が行うという基本的な考え方沿いまして、同時に、

委員が御指摘になりました公益的機能の維持増進

ということを旨としまして、今後とも国有林野の管理運営が適切、効率的に行われるよう検討して

いるところでございます。

現在、このような検討を行つてあるところであ

りますが、国土の保全、水源の涵養など国有林野

が果たしている公益的機能の重要性を踏まえながら、今後とも幅広い観点から慎重に検討を行つて

いく必要があると考えております。

○小平委員 大臣、次に、冒頭に申し述べたこと

につながりますが、今回のこの機構の解散はまさしく不祥事によるものであつて当然であります

が、一方、これまで地方で森林整備のために努力をしてきた職員の皆さん、まさしく寝耳に水の問題であり、我々と同じように憤りあるいは混乱

がありますが、国土の保全、水源の涵養など国有林野

が果たしている公益的機能の重要性を踏まえながら、今後とも幅広い観点から慎重に検討を行つて

いるところでございます。

また、昨年末に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画を踏まえまして、独立行政法人の事業、組織の廃止などに伴つて必要となる職員の配置転換などを円滑に進めるために、実はこの二月に関係府省によります雇用対策連絡会というものが政府横断的に設置されたところでございます。

これらを踏まえまして、機構の職員の雇用対策につきましては、定年退職者の不補充でありますとか、水源林造成事業による受け入れを行うこととのほか、雇用対策連絡会を通じまして他の独立法人などによる受け入れ措置によって横断的な雇用確保が図られるように努めるなど、適切に対処してまいりたいと思います。

なお、水源林造成事業につきましては、その事業の持つ意義、あるいは事業の効果などについて

は委員がお話ししておられたとおりでございま

す。

そこで、解散に伴うこれらの職員の雇用問題については再雇用を含めて国が責任を負つてき

まると確保する必要があると思いますが、その際には、職員の能力がきちんと発揮できる、そういう機会あるいは収入面の配慮を政府はするべきで

あると思います。

政府においてこれらについて配置転換を含めて

どう考えていかれるのか、今後国有林野事業と

も見直しが予定されております水源林造成事業に従事する職員の将来的な雇用問題も含めてお考

えをお聞きいたしておきます。

○若林国務大臣 緑資源機構では平成十九年四月現在で七百二十名の職員が勤務いたしております

が、他の法人に移管する業務の見直しとともに、職員についてもそれに応じた人員体制とする必要があるわけになります。

他方、これまで働いてきた多くの職員の有する知識経験を生かすことは委員御指摘のとおり重要な課題だと考えておりまして、緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会におきまして

も、再三にわたりそのことが指摘されております。委員会の中間取りまとめにも盛り込まれているところでございます。

また、昨年末に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画を踏まえまして、独立行政法人の事業、組織の廃止などに伴つて必要となる職員の配置転換などを円滑に進めるために、実はこの二月に関係府省によります雇用対策連絡会というものが政府横断的に設置されたところでございます。

これらを踏まえまして、機構の職員の雇用対策につきましては、定年退職者の不補充でありますとか、水源林造成事業による受け入れを行うこととのほか、雇用対策連絡会を通じまして他の独立法人などによる受け入れ措置によって横断的な雇用確保が図られるように努めるなど、適切に対処してまいりたいと思います。

なお、水源林造成事業につきましては、その事業の持つ意義、あるいは事業の効果などについて

は委員がお話ししておられたとおりでございま

す。

そこで、解散に伴うこれらの職員の雇用問題については再雇用を含めて国が責任を負つてき

まると確保する必要があると思いますが、その際には、職員の能力がきちんと発揮できる、そういう機会あるいは収入面の配慮を政府はするべきで

あると思います。

政府においてこれらについて配置転換を含めて

います。

○小平委員 大事なところですから、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、この問題は、この後、石川委員からも詳

しく指摘がありますけれども、概略私からも申

述べます。

中山間地域においては、いわゆる過疎化、高齢化が進行し、適切な整備が行われていない森林、

耕作放棄地の増加が懸念されています。民有林の森林所有者の不在村面積は、今、三百二十七万ヘクタールにも及んできています。森林所有者によ

る森整備はますます難しい環境になつてきてお

ります。

緑資源機構において今進めております農用地整

備事業は平成二十四年度に終了し、特定中山間保

全整備事業も、平成二十五年度で現在着工中の区

域の事業終了後は既存の補助事業により行う、こ

う予定されていますが、こうした地域における事業は、一體的な整備が行われてこそ

事業同士の相乗効果や予算の効率的な執行が期待

されるものと考えられます。また、これらの事業

の二月に関係府省によります雇用対策連絡会と

いうものが政府横断的に設置されたところでござ

います。

これらを踏まえまして、機構の職員の雇用対策につきましては、定年退職者の不補充でありますとか、水源林造成事業による受け入れを行うこととのほか、雇用対策連絡会を通じまして他の独立法人などによる受け入れ措置によって横断的な雇用確保が図られるように努めるなど、適切に対処してまいりたいと思います。

なお、水源林造成事業につきましては、その事業の持つ意義、あるいは事業の効果などについて

は委員がお話ししておられたとおりでございま

す。

そこで、解散に伴うこれらの職員の雇用問題については再雇用を含めて国が責任を負つてき

まると確保する必要があると思いますが、その際には、職員の能力がきちんと発揮できる、そういう機会あるいは収入面の配慮を政府はするべきで

あると思います。

政府においてこれらについて配置転換を含めて

います。

○小平委員 大事なところですから、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、この問題は、この後、石川委員からも詳

しく指摘がありますけれども、概略私からも申

述べます。

中山間地域においては、いわゆる過疎化、高齢化が進行し、適切な整備が行われていない森林、

耕作放棄地の増加が懸念されています。民有林の森林所有者の不在村面積は、今、三百二十七万ヘクタールにも及んできています。森林所有者によ

る森整備はますます難しい環境になつてきてお

ります。

緑資源機構において今進めております農用地整

備事業は平成二十四年度に終了し、特定中山間保

全整備事業も、平成二十五年度で現在着工中の区

域の事業終了後は既存の補助事業により行う、こ

う予定されていますが、こうした地域における事業は、一體的な整備が行われてこそ

事業同士の相乗効果や予算の効率的な執行が期待

されるものと考えられます。また、これらの事業

の二月に関係府省によります雇用対策連絡会と

いうものが政府横断的に設置されたところでござ

います。

これらを踏まえまして、機構の職員の雇用対策につきましては、定年退職者の不補充でありますとか、水源林造成事業による受け入れを行うこととのほか、雇用対策連絡会を通じまして他の独立法人などによる受け入れ措置によって横断的な雇用確保が図られるように努めるなど、適切に対処してまいりたいと思います。

なお、水源林造成事業につきましては、その事業の持つ意義、あるいは事業の効果などについて

は委員がお話ししておられたとおりでございま

す。

そこで、解散に伴うこれらの職員の雇用問題については再雇用を含めて国が責任を負つてき

まると確保する必要があると思いますが、その際には、職員の能力がきちんと発揮できる、そういう機会あるいは収入面の配慮を政府はするべきで

あると思います。

政府においてこれらについて配置転換を含めて

どの森林開発の事業や、区画整理、農道整備、農業用排水路の整備などを行う農業基盤整備事業を現地において総合的に活用することによって対応することとしたいと思っております。

農林水産省としては、こういう地域の意向を踏まえまして、これらの事業がお互いの密接な連携のもとで実施できますように、農林各部局の調整を図りながら対応してまいりたい、このように考えております。

○小平委員 次に 大熊模林道 いわゆる緑資源幹線道路でありますが、これは理事会においても与野党合意になつて、廃止という方向で、後は補助事業で地方にゆだねるという方向が出されまして、たしか附帯決議もこれから出るんですね。その方向は理事会で決めたことで、私は了としますが、それを踏まえて政府の考え方をお聞きしたいと思います。

整備がやはり重要なとつくんですね。計画的な林道、作業道の整備には、国を初めとする公的機関の関与が私は重要であると思いましたが、こういう方向になります。

基づく補助事業とする、こういうふうになつていて、くわけですが、今、全国で七力所に分かれた林業圏域ができていますね。その判断が、今度は一体性の問題がどうなるかという問題、そして地方公共団体の境界を越えた林道整備がうまく進むのか、という問題。そうなると、各林業圏内において広域的な観点からの幹線林道、一般林道、作業道といった林道ネットワークの形成に支障が生じないか、こういうことを含めて、今後、林業圏域構想をどのように進めていくのか、そのところをお

○若林國務大臣　委員が御指摘になつております
緑資源幹線林道は、全体の計画延長は二千十三キロでございますが、十八年度末までに千三百十二キロメートルが完成しております、残事業は七

百一キロとなつてゐるわけでございます。この事業につきましては、十九年度限りで独立行政法人化が行う事業としては廃止をするわけでございます。今後は、地方公共団体において必要性を判断した上で、国の補助事業として実施することとし

この事業につきましては、今まで国からの補助金と緑資源機構の財投借り入れで事業を行つてお
りまして、地方公共団体は後年度に独自財源をもつて償還を行うという仕組みで行つております。

たが、今回の補助事業化に当たりまして、地方公共団体からは、このことによつて地方負担があつることない、その負担が年度別にも平準化されることと、必要な人件費が確保されることというようないろいろな要望が出たところでござります。

それらの要望を念頭に置きまして、新しく山のまち地域づくり交付金というものを創設いたしまして、従来の負担割合と同水準とするとともに、

新たに地方財政措置を講ずるということにしていいところでござります。

が地方公共団体、県の半蔵で事業を行ふ。補助金事業としてこれを実施するということにいたしてい
るわけでござりますので、従来の、広域の幹線林道の事業として、広域にわたつて一体としてとい
う部分は、これによつてやりにくくなるわけでござ
ります。しかし、全体の森林整備のあり方ににつ
いて、各地域、都道府県と十分連絡調整を図りな
がら、都道府県がこのことをどう生かしていくか
という意味で、お互いの調整の中でできるだけ合
意を形成しながらこの事業を効果的に実施してもら
りたいと考えてゐるところでござります。

また、作業道が大変おくれているのではないかという御指摘でございますけれども、従来は、森林整備をし、事業を実施するには、大体切った木などは素道で道に落としてくるというような推進方策をとつておりますので、林道というものが

は、森林への基礎的なアクセスを確保するための恒久施設として先行していくことが多かったわけですが、

うものが推進されてまいりました。そういたしまと、林道と作業道、作業路の適切な組み合わせによる整備を進めていくという要請が強まつております。

林資源の状況とか森林施業の計画というようななものに十分念頭に置いて、適切な、効果的な路網の整備というものを図つていかなきやいけない、このように考へておるところでござります。○小平委員 限られた時間でありましたが、私は、今、緑資源機構の廃止に伴い、今後の編成が決まるいは新しい事業形態等々の中では、今後に向かって何点か基本的な問題をお聞きいたしまし

実は今、国会のこういう状況で、当委員会もなかなか一般質疑まで時間が入つておりません。したがつて、きょうは法案審議で一般質疑の場ではないんですけども、この問題はまた同僚の諸君

いに譲るとして、私はちよつと別た点でお伺いしたい点がありますので、発言をさせていただきます。
それは水産関係なんですが、今、皆さんもいろいろと報道を通じてお耳に入つております例の鯨の問題です。これについてはもう既に御承知だらうと思いますが、私の方からこれについて政府の考え方を含めてお聞きをさせていただきます。
本年一月から三月にかけて、我が国が國際捕鯨取締条約に基づいて適法に行っております鯨の捕鯨調査に対し、シーシエパードやグリーンピース

等の反捕鯨団体がテロ行為ともいいうべき極めて悪質な妨害活動を繰り返し行つてまいりました。日本の捕鯨船にシーシェパードの不法のやから二人が侵入し、さらには硫酸が入つた瓶を百本以上も投げ込むという一連の妨害行動によつ

乗組員や海上保安官に負傷者が出ておりました。以前から予測できていたことはいえ、これらの行為はやりたい放題の海賊行為そのものであり、そこに乗員する乗組員や調査員の置かれた状

況を考えると、我々は断じて看過できないと思うのであります。

た行動あるいは国際的な配慮等は理解できますが、しかし、我々が受けとめた印象は、その不法者に対し丁重にもてなし、何か聞くと、てんぶらまでごちそうして、何ら処罰なしに速やかに解放したと。しかも、その後の行為では、大きな音が出る警告弾を相手に向かつて投げつけるという、こんな行為が限界であったように私どもは見ました。

南極海(しんけいかい)で厳しい自然環境(じねんきょうけい)の中で、不法行為(ふほくがい)によつて負傷者(ふじょうしゃ)が出て、船の沈没(ちんぼく)やそれ以上の事態(じたい)を考えられていたにもかかわらず、私は、政府の対応(たいおん)は、日本国民(にっぽんこみん)と我が国の威信(ゐしん)を守るという観点(かんてん)から非常に残念(ざんねん)なりません。

そこで、お尋ねいたします。今回の不法行為にかかわった各国の人物の中に日本人もいると一部聞いておりますが、私は、この犯罪者が再びこうした不法行為に参加できないよう、国内法はもとより、豪州やオランダ、英國等に対し、あるいは米国に対し、各國の法規範に基づき厳正に処罰をされるよう、政府は強く要請する必要があると思います。

またさらに、シーシエバードは、これに加速して、来年には二隻で妨害する、ここまで豪語しているのを聞いておりますが、来年度以降の妨害対

策としてどのような考え方で臨んでいかれるのか。この点について、政府の責任をしつかりと踏まえた上で御答弁をいただきたいと思います。○山田政府参考人 ただいま委員から、ことしの調査捕鯨についてのいろいろな攻撃に対する御質

ございます。

特に、ことしは洞爺湖サミット、環境サミットとも言われておりますので、先ほど大臣から御答弁がありました地球温暖化の問題、また自然保護

○若林国務大臣　緑資源機構の廃止に伴つて、現在まで緑資源機構が行つてまいりました幹線林道整備事業等は、緑資源機構の運営が終了するに伴つて、このところはいかがお考えでしようか。

の問題等を含めて、緑資源機構が行つた談合問題、この談合の根絶とは別に、今まで緑資源機構が行つてきた事業が果たしてきた役割というものがどういう効果があつたのか、また評価をしなければいけないのかといふのは、これは別に切り離してきちんと考えていかなければいけないのであります。

今、木材も自由に輸入できる時代が終わりを告げつつあるのではないかと思います。今まで、一九九〇年から二〇〇〇年までの十年間で、森林全体の大体二・四%に相当する九千四百万ヘクタールも失われている中、だんだんだんだん木材の輸出規制が強まってくるのではないかと言われる中、国内の森林整備について、より真剣に考えていかなければいけないと思います。

どうしてか、この『京都議定書』(卷上)の半分、大

きく分けて、独立行政法人として行う事業としては廃止するもの、別の独立行政法人が事業を引き継ぐもの、そして現在実施中の区域の完了をもつて廃止するものの三つに分かれだと思います。そして、水源林造成事業などは、平成二十二年度に新たに設立される予定の独立行政法人に引き継がれるとなつております。

そこで、この緑資源機構廃止に伴う今後の事業のあり方と国有林野事業の改革について、大臣に御質問したいと思います。

この森林・林業が厳しい中で、国が、国家が責任を持つて森林整備に当たることがより一層重要な立行政法人整理合理化計画において、水源林造成事業について国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に継承される予定の平成二十二年四月には実施しておりますが、慎重な検討なくして将来とも適切な対応ができるのか心配されるところだ。と思うんですけども、一年前倒しせずに慎重に

〇若林國務大臣　緑資源機構の廃止に伴つて、現在まで緑資源機構が行つてまいりました幹線林道の整備を初めとする各種事業については、その事業の評価、事業の効果としてはそれなりに大きな役割を果たしてきました。今後も期待されている事業であるというふうに認識をいたしております。ただ、それだけに、廃止後どのような対応をするかということについては、時間の関係がありますから一つ一つ申し上げませんけれども、それぞれ承継していくことを決めているわけでござります。

その場合にあって国有林野事業特別会計は、現在の国有林野事業は一般会計化、一部を独立法人化するということです。ざいまして、幹線林道につきましては地方自治体がこれを行うわけでござりますけれども、その他の事業につきまして、新たな水源林につきましては新たな独立行政法人に承継していくことを予定いたしているところでござります。

います
その場合に、新たな独立行政法人につきまして、これは行政改革推進法の規定に基づいて検討

○石川委員 今、幅広い意見を聞きながら慎重に行つておられる中でござりますけれども、これについては、委員いろいろ御指摘ございました国有林野事業の改革につきましては、各方面の意見を広く伺いながら、森林、国有林野事業が果たしている公益的機能というようなことも十分念頭に置きながら幅広い視点から慎重に検討を行つていく必要がある、このように認識をいたしていきところでございます。

検討を行つていぐ、じうじう答弁でございまし
た。

今回、この水源林造成事業の一部が、新しくつくる独立行政法人、今後の林野庁の国有林野事業の中の方々の一部と一緒になつての独立行政法人、そして一般会計の部分の二つに分かれる、こういう形になると思うんですけれども、人工林の整備、木材の販売等の業務を独立行政法人で行い、

国有財産としての国有林野の管理保全、治山事業については国が行う方針と聞いております。

の林業の関係者の方々と随分時間を使って意見交換をしてまいりました。

一つの森林管理署の中で一般会計の組織と独立行政法人の組織の二つの組織が共存するような形になると思うんですけども、非常に非効率にないのではないかという懸念があるかと思われるんですけれども、こういう現場の声を林野庁としてはどのように受けとめられているのか。また、今、幅広く意見を聞きながらこれから進めていくことのありますので、大変広い地域です。その中で、十勝東部森林管理署というところの方々とも意見交換をしてきて、そこでも、どういう意見を吸収

の行いの方をしているのか、お答えをいただきたい
と思います。

をさせていかなければならぬ。
この中で、もちろん、林野庁の国有林野事業が
最盛期の八万人から今はもう六千人、七千人と、

○井出政府参考人 国有林野事業の改革につきましては、今委員からお話をございましたように、行革推進法に基づきまして、事務事業の性質に応じまして、一部を独立行政法人に移管した上で、特別会計を一般会計に統合するということについて検討することとされております。人工林の整備などとか木材の販売等の業務は独立行政法人へと多く、国有林野のこの四つ木などを

赤字もありましたので大変人員削減されている中で、今、果たして緑を守るのに本当に必要な人員でやつていているかどうかということに問じていろいろ御意見を聞いたたら、今大変厳しい状況にあるということでございました。

立行政法人に移行し、国有財産としての国有林野の管理保全・治山事業等については国が行うといふ基本的な考え方方に沿いまして、今後とも、公益

ても二つの森林事務所をかけ持つてゐる人が四人というような状況だということでありました。それが来年には二つの事務所をかけ持つ人が五人に

野の管理經營というのはいかなるものかといふことで検討いたしているところでございます。
当然、この検討に当たりましては、国有林野の賦存してゐる地域の行政の代表の方、あるいは実際に国有林野の事業に関与しております、はつきり言えども職員というか労働組合といふか、そういう方々の意見も十分聴取して、現実的機能の維持増進がしつかりできるための国有林

なるということでした。そうした今大変厳しい状況の中、本当に一人一人の森林官が受け持つている面積も広い中で、なかなか腰を落ちつけて作業もできない状況にあるということでございました。

さらにもう一度御質問をしたいんですけども、こういう状況の中、本当に十分に今御意見を聞いているような状況なんでしょうか。

に即して、かつ本当に国有林が果たしてきた機能が損なわれないようにするはどうしたらしいかということで、慎重に検討を行っていく考え方でござ

○井出政府参考人 私、一月十七日に着任いたしまして、現在まで全国数カ所、林業の現場を歩かせていただき、また国有林の現場も見させていた

○石川委員 今、十分に職員の方からも、また関係者の方からも意見聴取をしているというお話をございました。私も、先週二十日が祝日でしたので、本会議もなかつたので、地元に戻りまして、職員の方も含めて、地元の自治体の関係者、民間

だき、国有林の事務所の方ともお話をさせていた
だいていますが、現時点においてそれが十分であ
るかと言われば、時間的にも限られておりま
すので決して十分だとは言えないと思いますが、今
後とも、今御指摘のありました森林官の関与して
いる現場実態とかそういうことも踏まえて、しつ

かりとした検討をさせていただきたいと思つております。

○石川委員 今長官の御答弁にもありましたように、決して十分ではないということでありました。その十分でない中、これから新しい組織をどうつくっていくのかということに移行しなければいけないわけであります。

その中で、国有財産である国有林の管理・処分は、国の業務、そして、処分に関する手続は、もろとも新しい独立行政法人をつくるとなつたときに、この政府が今出されている案でいきますと、林野庁の一般会計で国有財産の管理保全、治山事業・保育、安林、独法の監理・業務調整等は林野庁の一般会計で行う。新しい独立行政法人、これはまだ名前未定ですが、決まつてないと思うんですけども、新しい独立行政法人の中で、民有林担当部局で水源林造成等を行う、そしてもう一つ、国有林担当部局で森林の整備、木材の販売等を行うとなつておりますが、それども、業務が非常に非効率化してくるおそれがあることは、林野庁としてはどのように考えていますでしょうか。

○井出政府参考人 今委員から 独法化 一般論
計画した場合の役割分担について子細な御指摘がございましたけれども、どういう役割分担をするのかということについては、私ども、まだ何も決まっておりません。ただいま申し上げたように、いろいろな仮定を置いて、試行錯誤と申しますか、どういったら機能が維持できて、かつ合理的と社会から評価されるものになるかという観点で、さまざまなものを行っている段階でございますので、今委員が御指摘になつたようなプランというものが確定しているわけではないというふうに御理解解いただきたいと思います。

その上で、私どもとしても、いろいろな前提を置いていろいろなパターンというものを現在検討している段階であるということございます。○石川委員まだ決まっていないことでもありましたか、仮にそういうことが起つた場合に、一つの地域の中で、一方で保安林があつて、

一方で水源林造成事業があつて、同じ地域に一般会計の職員と独立法の職員が行つて非常に非効率になるのではないかという懸念を現場の方々が抱かれてるわけでございます。こういう現場の懸念というものを十分に検討していくだつて、これがからこの組織のあり方というものについてお考えをいただきたいんです。

す。そういう場合には真摯に耳を傾けて、やはりよりよい国有林という形になるようみんなで努力していかなきやいけないと思つております。今御指摘のありましたように、現場で仕事がしていくくなるような、あるいは、非効率で、かえってお金がかかつてしまうとか、そういうことは国各層も望んでいないと思いますので、今、一般会計で全部やつてはどうかという御指摘もございましたが、そういったことも含めて今後とも幅広い観点で検討していきたいと思っております。

○石川委員 自治体の関係者の方々にお話を聞くと、森林管理署と年に何回か意見交換をする

やはり國の方で奥地の方をきちんとやつていたただきたいたと。台風やいろいろな災害があつたときには、奥地の方がきちんと整備されていないと、結局、風倒木並びに流木が来て、これで一番被害を受けるのは処理しなきゃいけない河口付近の自治体で、やらなきやいけない部分がたくさんあるわけです。そうした中、やはり地域の声としては、今まで当然採算というのもも考えなければいけませんんでしたけれども、もう一方で、多面的機能、公益的機能というのも十分これから重視しなければいけない時代に入つてまいりますので、この組織改編のあり方については、一つはまず慎重に

行つていただきたいということ、一年前倒しについては、どうして一年前倒しになつたのかとい

うところもはつきりわからないわけでありますけれども、どうか慎重にこれから議論をして決めていいつていただきたいと思います。

次に、緑資源機構の廃止に伴つて、特定中山間保全整備事業は、今行つている三地域が終了した時点であらうこの事業を了つゝ、こちうこちと聞

時点でもうこの事業を行わないとどうすることも聞いておりますけれども、今三ヵ所しか実施をしていない中で廃止が決まったわけですが、この事業が果たした役割についてどのようにお考えか、大臣の方からお聞きをさせていただきたいと思います。

○若林国務大臣 特定中山間保全整備事業は、委員御承知のとおり、森林と農用地が混在する中山間地域で農林地の一体的な保全整備を行うことによりまして、農林業の持続的な生産活動の促進、森林及び農用地の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的としているわけでございます。

具体的な効果としては、特定中山間保全整備事業のうち、工事が進んでおります阿蘇小国郷区域

に二つ見てみますと、畠画整理などにより農作業の効率化、担い手への集積、これが約二五%増加している。また、耕放放棄の防止解消、これは三ヶクタールについて貢献をしている。また、農業用排水施設の整備によりまして、用水の安定供給、維持管理の省力化に非常に役に立っています。また、農林道整備によりまして、森林管理や農作物集出荷の利便性が向上したといったような効果が発現をしているというふうに分析をいたしておりまして、地元の農林業従事者などの皆さんからも評価をいただいているというふうに思いま

○石川委員 評価をいたいでいる中で、なぜ三事業をもつて廃止とされるのでしょうか。

○若林国務大臣 この特定中山間保全整備事業は、今申し上げましたように、森林の整備と農用地の整備の双方の知見を有する組織である緑資源機構が地域のニーズに合わせまして機動的に事業

を実施するということによつて効果を上げているものだと思います。

その意味で、緑資源機構が廃止されるというようなことになりますと、このような組織がなくなってしまうことになりますと、この事業を行なうということは困難だというふうに考えるわけでございまして、本事業についても農林地一体の事業を総合的に整備するに必要な組織がない、こうもへつない

的に考慮するよ。たとえば、緑が少ないところでも、そういう判断で、この事業も廃止せざるを得ないと、いうふうに考へておるところでございます。

○石川委員 今お話をあつたように、農林の知識、知識を有する緑資源機構がなくなるからこの事業がもうできないということでありました。

私も農林水産省の方々と意見交換をさせていただきました。これは、緑資源機構の場合は農林一体となつた事業を推進できる機構であるので、緑資源機構がなくなつたらこのような事業はもう行えないということでありましたけれども、私は、その場で質問したんです、農林水産省なのに何で農林一体となつた事業ができるのかなと。私が間違つていたら、本当におかしいんですけど、それともう

○中條政府参考人 農林水産省ではこれまでこういった中山間地域の対策につきましては、その地域の整備について、例えば中山間地域総合整備事業等、補助事業での対応を実施しております。それで、緑資源機構についてござりますけれども、この前身であります農用地整備公団から平成十一年に緑資源公団に変わりまして、それが公団から現在の機構へと変わつてきているものでござります。

この機構が今回廃止をされるということになつたわけでございますけれども、林道整備は今度補助事業で実施されることになりますて、独立行政法人として先ほど大臣から話がございましたように調和のとれた整備がこの形では困難になつたこと、それから、実は、これから新たにこの事業を

国の直轄ではなくて例えばどこかの機構で行うとした場合に、水源林造成の部分といいますのは、特定中山間事業におけるウエートというのは百へクタールにも届かないというふうな事業でござりますして、林道がない状態で水源林造成のエリアが小さいということ。そうしますと、結局のところ、残された農用地整備の部分がその大宗になつてしまふというふうなことでございまして、冒頭申しましたように、これは農用地整備公団から緑資源機構に変わった経緯を考えますと、これ以上こういう機構で行うのは適切ではないのではないかというふうに私ども考えているところでございます。

そのため、水源林造成につきましては、これまで説明しておりますように独立行政法人の事業として継続するわけでございますけれども、林道、農道、農用地等の整備につきましては、関係する補助事業等を活用することによりまして、地元の意向を踏まえつつ、農林各部局の連携を図りながら効率的に進めることとしているところでございます。

○石川委員 ということは、この三事業については評価できないということになるんでしょうか。○中條政府参考人 三事業とおっしゃいますのは、三地区の事業という……(石川委員三地区ですね)と呼ぶ)違います。三地区につきましては、平成十五年の阿蘇小国郷地域を皮切りに、この廃止が決まりました時点まで、三地区は既に着工になつております。この地区につきましては、それぞれ地元の農家負担等も徴収することを前提として事業をしておるわけでございまして、ここで突然事業を中止するというわけにいきませんので、この事業につきましては完了まで事業を進めるということにしておるところでございます。

○石川委員 さつき大臣はこれらの事業を評価する。BバイCを見ても、阿蘇小国は幾つだったか、この緑資源公団事業の阿蘇小国郷区域は、当初の費用便益比の算定というのは一・〇八というところで書かれております。

ちょっともう一度質問なんですかね、いたいた資料には奈良県あしかが、福岡県矢部川上流、岩手県と、ずらざらっと特定中山間保全整備事業基本調査地域一覧表には七区域書いてあるんですけれども、これらほかの七つというのは、効果が上がらないということで今後はもうやらなければいけないことなんでしょうか。

○中條政府参考人 先ほど申しましたように、この事業制度、緑資源機構で行います特定中山間の事業としては、この基本調査を行つてある地区につきましては、事業を実施しないということでございます。ただ、これにつきましては、それぞれの地区で地元の意向を調整しているところでございまして、必要に応じまして、これは県営事業、団体営事業等によりまして対応してまいりたい、このように考えております。

○石川委員 これは七区域あつて、三区域、最初に熊本、次に島根、次に富良野ということになりますけれども、一番最初に熊本に至った理由というのはどういう選定理由なんでしょうか。○中條政府参考人 具体的な事業の地区の採択につきましては、その地域の申請に基づくところが主でござりますけれども、その際に、その地域の熟度を勘案いたしまして、それぞれが採択要件に適合しているかどうか、それを審査の上、採択しているものでございます。

したがいまして、地元から申請のあつたところを順次に、阿蘇小国郷、邑智西部、それから南富良野地区ということで採択をしてきているものでございます。

○石川委員 私は、特定中山間事業といふものが別に悪いと言つてゐるのではありません。せつかく効能があるというところで、大臣からも事業評価があつたたどいうところで、この三事業をもつてやめると。その後お聞きをしたら、農林一体の知見を有する事業として行うことはなかなか難しいということでありましたけれども。

○井出政府参考人 水源林造成事業でありますが、これは昭和三十六年に創設されまして、事業発足当時は二十三万ヘクタール、順次拡大をして、平成元年に五十一年ヘクタールとするこ

とが遅ることによって、適切な管理が行われていません森林や耕作放棄地が増加している。これにより、水源かん養云々などということで書かれているわけありますけれども、これらほかの七つについては、そのうちの水源林造成に係る部分が四十ヘクタールございます。

それで、この事業は、水源林の造成と、水源涵養のための森林の造成と農林道の整備とその他農用地の整備の三つの要素によつて構成されているわけですが、今度、林道の部分をこの機構でやらないということがありますと、残つたところといいますのは、水源林の造成と農用地の整備ということになるわけでございます。先ほど申しましたように、全体の受益面積が五千七百九十七ヘクタールござります。

まず、この緑資源機構ができる以前の農用地整備公団と全く同じような状況になるわけでございまして、したがいまして、私が申し上げたのは、千七百九十七ヘクタールの中では、水源林の部分といいますのは四十五ヘクタールということになりますと、この緑資源機構ができる以前の農用地整備公団と全く同じような状況になるわけでございまして、したがいまして、私が申し上げたのは、こういった形の機構とかに新たにこの事業を継承するのは困難ではないかというふうに申し上げておるところでございます。

失礼しました。水源林造成は四十ヘクタールの間違いでございました。

○石川委員 それでは、次にお聞きしたいんですけれども、水源林造成事業、目標まであと六万ヘクタールということになつておりますけれども、これで終わつて、今後どれくらい見込まれていますでしょうか。

○井出政府参考人 水源林造成事業でありますが、これは昭和三十六年に創設されまして、事業発足当時は二十三万ヘクタール、順次拡大をして、平成元年に五十一年ヘクタールとするこ

とが遅ることによって、適切な管理が行われていません森林や耕作放棄地が増加している。これにより、水源かん養云々などということで書かれているわけありますけれども、これらほかの七つについては、そのうちの水源林造成に係る部分が四十ヘクタールございます。

そこで、この事業は、水源林の造成と、水源涵養のための森林の造成と農林道の整備とその他農用地の整備の三つの要素によつて構成されているわけですが、今度、林道の部分をこの機構でやらないということがありますと、残つたところといいますのは、水源林の造成と農用地の整備ということになるわけでございます。先ほど申しましたように、全体の受益面積が五千七百九十七ヘクタールの中では、水源林の部分といいますのは四十五ヘクタールということになりますと、この緑資源機構ができる以前の農用地整備公団と全く同じような状況になるわけでございまして、したがいまして、私が申し上げたのは、こういった形の機構とかに新たにこの事業を継承するのは困難ではないかというふうに申し上げておるところでございます。

○若林國務大臣 この中山間地域におきます特定、特別の事業の特徴というのは、一つの事業主体が総合的な計画を立て、一体の事業として行うというところに他にない特別の評価されるべき事項があつたというふうに考えておるわけであります。一つの事業主体がまとめてやるという事業主体自身がほかにはないんですね。緑資源機構がなくなりますと、一つの事業主体が、基礎調査から総合調査から事業実施から全体をまとめて一つでやるというような事業主体がありませんので、終わりにする、こう言つておるわけであります。

中山間地域について言えば、いろいろな林地あるいは農地、林道、農道、水路、それらを一体的に整備を進めれば効果が上がるというようなところは、全国いろいろあると思います。しかし、それを一体的に整備する事業主体が、今、これでなくなるわけでございます。ですから、この補助事

業を実施するに当たっては、できるだけそういうものが総合的に調整をされながら一体でできることが望ましいんですけれども、補助事業で行うとすれば、みんなそれぞれ補助事業の事業主体が違いますから、そういう事業主体の違いを調整しながら、相互に効果が上がるような事業の実施には努めていかなければならぬと思いますけれども、現在、緑資源がやっているような形の一体の事業というのは行い得ないというふうに考えております。

を発揮するのに貢献してきたということは評価しなければいけないと考えております。
きょうは、緑資源機構が行つてまいりました事業の取り扱いが今後どうなるかを中心に質問をしてたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

三番目として、水源林の造成事業についてであります。これが、これは奥地水源地域における保安林の造成を行う事業でありまして、そのことは、京都議定書の森林吸収源対策としても必要不可欠なものであるという認識でございます。そこで、事業の透明性や効率性を確保することを徹底しながら、森林総合研究所に継承してこれを実施する、というふうに考えております。

また、ちょっと異質でありますけれども、海外農業開発事業についてであります。これは国際貢献としても重要な役割を担つておりますことから、

して、その公益的機能を十分に發揮していくための見直しも行う必要があると考えられますが、どのようにお取り組みになつていくのか、その方針をお伺いいたします。

が、規制改革会議の答申でも特定中山間には触れた
られてないんですね。ほかのものについては透明性を高めるとか今の事業を廃止すべきだとかいふ答申がなされておりますけれども、どうもこの部分はちょっと納得いかないと思います。いずれ機会があつたら、また御質問させていただきたいなと思いますので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

のであると考えますが、そこで、緑資源機構が行つてきた事業を今後どのように取り扱っていくつもりなのか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

ら、事業の効果的、効率的な実施を徹底しつゝ、
国際農林水産業研究センターというのがございま
す、そこに継承をして実施することといたしてお
ります。

○永岡委員 ありがとうございます。

それでは、水源林造成事業の見直しについてお
尋ねいたしたいと思います。

ことしから京都議定書に基づきます第一約束期

それから、委員御指摘のように、奥地水源地域の森林につきましては、水源涵養はもとより、砂崩防止でありますとか森林吸収源対策としても重要な役割を果たしておりますので、今後とも植栽や間伐等の保育作業を確実に実施してまいらなければならぬと考へております。

それから、水源林造成事業について、森林の公益性の機能を十分に發揮していくための事業の見直

〔委員長退席 江藤委員長代理着席〕
○江藤委員長代理 次に、永岡桂子君。

ない」という判断に至ったわけでございます。それでは、この資源機構が廃止された場合に、資源機構が行っているそれぞれの事業について、事業の評価というのがあるわけでございます。それらの事業がそれぞれ今後どういうふうに

間が始まりました。一九九〇年を基準年といたしました温室効果ガスの削減目標六%のうち、半分以上の三・八%を森林によります吸収量で確保するということになつております。この目標を達成するためには、間伐ですか森林吸収源対策とい

成事業におきましては、主伐の時期、方法については契約当事者の協議により決定することとなつておりますが、おおむね一度に伐採を行う方法を想定してまいりました。

構法を廃止する法律案の提案理由をお伺いいたしました。この法案を提出することになりました。きっかけは、やはり緑資源機構の談合問題。地球温暖化問題と関連しまして、森林・林業行政に対する国民の関心と期待が高まっている時期のこと

取り扱われていくべきかということについての御質問だと思います。

そこで、主要な事業について申し上げますと、
緑資源幹線林道事業というのがございます。これ
については、独立行政法人が行う業務としてはこ

うのものを積極的に進めるということが重要なわけ
でございます。

一方、最近、森林・林業基本計画におきましても、森林所有者等の自助努力による適正な整備が進みがたい森林につきましては、緑資源機構によつて針広混交林化等の整備を行うといふふうにされております。また、昨年の十二月に閣議決定成

しかしその一方では、日本の豊かな森林資源を開発するために、必要な林道をつくったり、山の奥地のダムの上流域にあります水源林、これの造成や育成をしたり、また、中山間地域の農業用地の整備などを担つてきました。我が国は農林業振興と農用地の持続ます多面的機能

次に、特定中山間保全整備事業と農用地総合整備事業についてであります。これは森林総合研究所に継承をいたしまして、実施中の箇所における事業については森林総合研究所でこれを行い、その完了をもつて事業を廃止するということとしております。

で、どうぞそのところをお含みおきの上で、昨年十二月に閣議決定されました独法の整理合理化問題計画では、これによりますと、新規事業についての規制はリモデルを行つたり、契約の内容、施業方法を見直すこととされておりますが、この水源林造成事業については、緑資源機構の廃止を機会としまして

う考えでござります。
具体的にどうするのかということでござります
が、公益的機能を高度に發揮させまして、将来の
維持管理コストを低減させるという観点からは、
新規契約につきましては、主伐を一時期に行うの
ではなく、五十年生から八十年生程度までにわ
たる

第一類第八号

たつて分散をさせまして、伐採面積も二ヘクタール程度の小面積とします、そのことによりまして針広混交林化を促す施業とするなど、より効果的、効率的な事業を実施することにいたしているところでございます。

○永岡委員 ありがとうございます。

次に、緑資源幹線林道事業についてお尋ねいたします。

この事業につきましては、独立行政法人が行います事業としては廃止し、新たに地方公共団体向けの補助事業ということで実施すると伺っております。緑資源機構は廃止という方針が出たのが昨年六月だったと思います。一年もたたないうちに、この四月からは関係自治体に事業を引き継ぐということになります。関係自治体からは、事業を自分で行う体制づくりに苦労しているという声を聞いております。また、緑資源機構が事業を実施しているところからは、地方に新たな負担を強いることがないようにしてほしい、そういう要望も出されているところでございますので、ぜひ、地方に無用の負担を負わせることのないような措置がこの際必要なのはと考えておりますが、どのように取り組まれていくのか、林野庁のお考えをお聞きしたいと思います。

○井出政府参考人 緑資源幹線林道事業の廃止に伴います地方公共団体への事業の移管といふことは、それぞれ関係の地方公共団体におきまして現在議論をしていただいていると聞いておりますが、地方公共団体からは、今委員御指摘のように、地方負担がふえないようにしてほしい、あるいは、その負担が平準化されるようにしてほしいとか、必要な人件費が確保されるようにしてほしいなどの要望が出されております。

このため、新しく創設します山のみ地域づく

り交付金、これは地方公共団体が幹線林道事業を引き継いでやる場合に対象になる交付金でござりますが、これを従来の緑資源幹線林道事業における地方負担と同様の、従来の負担割合と同水準とするということで、いわゆる高率の補助になる

ようにしているわけでございますが、さらに、地 方負担の平準化のために、この交付金につきましては地方財政措置を講ずるというようなこともいたしまして、その負担の平準化にも努めているところでございます。

○永岡委員 どうぞ地方に無用の負担のかからな

いようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、農用地総合整備事業と中山間保全整備事

業についてお尋ねしたいと思います。

中山間保全整備事業と農用地総合整備事業につきましては、独立行政法人の森林総合研究所が引き継ぐということでございます。現在実施中の地区の事業の完了をもって事業の廃止が決まっております。実施中の区域につきましては、平成二十一年度以降も事業が継続されるとのことでございますが、早期の事業完了に期待を寄せており元の受益者の皆さんや自治体は、実施主体であります。

緑資源機構の廃止について少なからず不安があるのではないかと思っております。森林総研に引き継がれた後も計画どおり確実に事業が実施されるのかどうか、今後の事業の取り扱いについてお伺いしたいと思います。

○中條政府参考人 農用地総合整備事業と特定中

山間保全整備事業につきましては、農用地総合整備事業が六地区、それから特定中山間保全整備事業が三地区、これら九地区が実施中でございまして、実施中の地区につきましては事業完了まで実施した上で事業を廃止することとしております。

この法案におきましては、森林総合研究所が権利及び義務を承継することとされておりまして、これに基づきまして、必要な人員を含め、実施中の事業を承継することとしております。

○永岡委員 次に、談合の再発防止策についてお伺いいたします。

今回、緑資源機構が廃止されるに至りました原因は、談合問題の発覚にあつたわけでございます。発注者側が組織的に談合を主導したとされていますが、国有林野事業を合法化した上で一般会計に統合することについての検討がなされたことになつております。本法案においては水源林造成事業は森林総研に受け継がれるわけですが、その後は国有林野事業の検討とあわせて検討されることになつていての検討がなされたことになります。

そこで、国有林野事業の新たな体制といふものがどうなるのかは大変重要なことです。

そこで、国有林野事業の一般会計化と合法化に

ついての検討状況をお伺いしたいと思います。

○井出政府参考人 国有林野事業の一般会計化、一部独立行政法人化の検討状況についてのお尋ね

でございますが、今委員から御指摘がございまし

たように、行革推進法においては、国有林野事業特別会計において経理されております事務事

業の性質に応じまして、一部を独立行政法人に移

管した上で、特別会計を一般会計に統合すること

について検討することとされていところでござ

ります。

○井出政府参考人 談合の再発防止のための取り組みでございますが、これまでに、既に緑資源機構におきましては、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業務の入札につきましては、災害復旧等を除きましてすべての入札を一般競争入札に切りかえました。また、農林水産省内に緑資源機構の入札監視のための委員会を設置いたしましたが、この委員会は、災害復旧等を除きましてすべての入札を一般競争入札監視委員会による入札監視が適正に行われているかどうかを確認しております。また、緑資源機構内部においては、コンプライアンスマニュアルを作成しまして、職員を対象とした研修もしっかりと実施をしているところでございます。

もちろん、緑資源機構の業務を承継する森林総合研究所等におきましても、引き続きこれらの談合再発防止のための取り組みをしっかりと継続して行つてまいりたいと考えております。

○永岡委員 しっかりと取り組んでいたりますよ

う、よろしくお願ひいたします。

最後に、緑資源機構の職員の雇用対策についてお伺いしたいと思います。

本法案では、幹線林道事業は今年度で廃止、特

定中山間保全整備事業と農用地総合整備事業も現

在実施中の区域の完了とともに事業が廃止ということになるわけでございます。三つの事業合わせて三百八十名の職員が働いていると伺っておりますが、各事業の廃止に伴いまして職員の雇用問題

が生じることが予想されています。これら事業に従事している職員の雇用対策というものについてどのようなお考えをお持ちになつていらつしやるのか、大臣にお尋ねしたいと思います。

○若林国務大臣 緑資源機構では、現在、七百二十名の職員が勤務しているという状況にあります。そこで、他の法人に移管する業務についていろいろ見直しをするとともに、職員についてもそれに応じた人員体制とする必要があると考えております。

そこで、昨年の末に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画というものを踏まえまして、独立行政法人の事業、組織の廃止などに伴つて必要となる職員の配置転換などを円滑に進めるために、ことしの二月でございます、関係府省によります雇用対策連絡会が設置されたところであります。

この雇用対策連絡会の設置に当たりまして、その中で「連絡会の当面の業務としては、十九年度限りの廃止が予定されている緑資源機構に関する雇用対策に取り組む。」ということを特に明確にいたしまして、各省庁協力し合つてこの雇用対策に取り組むことにしておるところであります。

そこで、これらを踏まえまして、機構の職員の雇用対策につきましては、まず一つは、定年退職者が出てまいりますその後の補充はしない。水源林造成事業などの事業を受け入れる法人の方に受け入れてもらう。それから、雇用対策連絡会を通じて他の独立法人に、これは会計経理とかその他一般的な事務をやる人たちもいるわけでございまので、他の独立行政法人による受け入れ措置といつたような省庁組織横断的な雇用確保が図られるよう努めるというようなことに努力をし、適切に対処してまいりたいと考えております。

○永岡委員 どうもありがとうございます。

手入れの行き届いた森林というのは多くの役割を持つております。水源の涵養への貢献が期待されます。また、地球温暖化防止への貢献も期待されます。山崩れを防ぎ、国土の保全にも貢献いた

します。多様な生物の生息に配慮した森というのは環境保全への貢献が期待できます。山村地域の人々には、森を整備することでその森が仕事場となり、雇用を生み、地域振興に貢献することがあります。そして、美しい森は人の心をいやします。力を持つております。林業を営む人や山村に住む人、また利益を受ける都市の住民や公的機関も加わって国民的運動としてこれからも森林の整備に取り組む必要があります。農林水産省におきましては、国民の理解、信頼を確保しながら森林・林業行政を行い、農山村の振興や森林の公益的機能が十分発揮できるような取り組みが進められることを期待いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。
○江藤委員長代理 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員　社会民主党の菅野哲雄です。
〔江藤委員長代理退席　委員長着席〕

この雇用対策連絡会の設置に当たりまして、その中で「連絡会の当面の業務としては、十九年度限りの廃止が予定されている緑資源機構に関する雇用対策に取り組む。」ということを特に明確にいたしまして、各省庁協力し合つてこの雇用対策に取り組むことにしておるところであります。

そこで、これらを踏まえまして、機構の職員の雇用対策につきましては、まず一つは、定年退職者が出てまいりますその後の補充はしない。水源林造成事業などの事業を受け入れる法人の方に受

け入れてもらう。それから、雇用対策連絡会を通じて他の独立法人に、これは会計経理とかその他一般的的な事務をやる人たちもいるわけでございましてので、他の独立行政法人による受け入れ措置といったような省庁組織横断的な雇用確保が図られるように努めるというようなことに努力をし、適切に対処してまいりたいと考えております。

○永岡委員 どうもありがとうございます。

いと思います。
また、この補助事業に必要な経費は、残事業が終了するまで、自治体が建設を進める限り、来年度以降も国によって経費負担されるのでしよう

か、お答え願いたいと思ひます

施に当たりましては、緑資源機構が施工しました

○井出政府参考人 緑資源幹線林道事業の平成十九年度の予算額につきましては、約百十二億円を計上しているところでございます。平成二十年度

におきましては、補助事業化によりまして制度が大きく変わりますことに伴い、関係道県において必要な見直しが行われる見込みであること等を勘案いたしまして、山のみち地域づくり交付金として保全管理経費について二十億円の予算措置を行いますとともに、緑資源機構の林道に関する技術者を現場に配置するなど適切に対応することとした

て五十億円、また、既設の林道を地元自治体に円滑に移管するための保全管理経費として二十億円を計上しているところでございます。
なお、平成二十一年度以降の対応につきましては、既設の林道を地元自治体に円滑に移管するための保全管理経費として二十億円を計上しているところでございます。

今後とも、地方公共団体におきまして、新たな補助事業が円滑に実施されるよう、地方公共団体等から具体的な要請があれば、そういうことも踏

は、もちろん関係道県の要望を踏まえて、適切に
対処してまいりたいと考えております。

あつたものが七十億円まで削減されている
いう状況が明らかになりました。こう

地方自治体は財政難に苦しんで悲鳴を上げています。林道ネットワークが寸断されることのないようについて形で地方自治体は考えていて、この今泉木道直義について、国についていろいろ答

韓総裁は「国としても、事業として、かりに整備してほしい」という要望が強かつたにもかかわらず、これまで現行の会社法による規制を緩和する方針を示すことはなかった。

す。これは地方自治体にするというふうな方向になつてしましました。来年度以降もこの七百キロ

は完成させていくんだ、こういう決意でもつて財政措置はしつかりと行つていただきたいというふ

うに私は強く思つてゐるところでござります。このことを申し上げておきたいと存ひます。

それで、林道の建設や保守については専門的知識が必要だと言われています。自治体から要請が

あつた場合、緑資源機構の技術者の能力を、例えば山口にいうてうな形で是共するここがうつてゆ

は出向というような形で提供することがある。でもいいのではないかと私は思っているんですが、ど

のようにお考えでしようか
答弁願いたいと思ひます。

○井出政府参考人 緑資源幹線林道事業につきましては、平成二十年度以降、地方公共団体において

て必要性を判断した上で、国の補助事業として実施することとなるわけですが、この補助事業の実

施に当たりましては、緑資源機構が施工しました既設の林道を円滑に地方公共団体に移管することが必要でございます。

このため、平成二十一年度予算案におきましては、既設の林道の移管を円滑に進める上で必要な保全管理経費について二十億円の予算措置を行いますとともに、緑資源機構の林道に関する技術者を現場に配置するなど適切に対応することいたしております。

今後とも、地方公共団体におきまして、新たな補助事業が円滑に実施されるよう、地方公共団体等から具体的な要請があれば、そういうことも踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。

○菅野委員 次に、水源林造成事業についてお聞きいたします。

この事業は、生活に欠かせない水資源の造成、国土と環境の保全、さらには二酸化炭素の森林吸収源として非常に重要な役割を担っています。恐らく大臣も同じ考えだと思います。

この水源林造成事業の公益的な機能を貨幣単位で換算すると、どの程度の額になりますか。林野庁長官 答弁願いたいと思います。

○井出政府参考人 水源林造成事業の公益的機能の効果額についてのお尋ねでございますが、緑資源機構が試算したところによりますれば、水源涵養機能・山地保全効果・環境保全効果を公益的機能として算出しまして合計した数値といたしましては、平成十七年度一年間の効果額は約七千七十四億円でございます。昭和三十六年度から平成十七年度までの累積では約十二兆三千五十億円と計算されております。

○菅野委員 十七年度で七千七十四億円という数字が示されました。

この効果額は、事業に費やしてきたコストを大

りとした決意を示していかなければ地域集落は守つていけないんだ、そういう危機的な状況になつてているんだと、いうことをせひこれからも議論していただきたいし、大臣から内外に国の関与のあり方について発信していく、だきたいというふうに私は思うんです。

○若林国務大臣 山村を思い、そして山の保全、整備の意義ということ、私は委員と問題意識もそしてまた危機感も共有しているつもりでございます。

山村振興法の延長の機会に、ちょうど私は自由民主党の山村振興委員長をやつておりました。そのときに、今まで都道府県が計画を立てていたものの市町村が計画を立てる。都道府県は基本方針を定めて、市町村が計画を立てていく。やはり身近なところから、市町村がきちんとやるという計画を明確にしないと、上からいろいろやつてもそれらの山村の振興に機能しないというようなことで、議員立法をお願いしてそのような法律改正がなされたのでございます。

また、一昨日は群馬県の神流町というところへ行きました。これはもう過疎といいましようか山村地域でございまして、そこで間伐事業の実施状況とか、あるいは山村での特用林産物の生産にかかわっている人たちとお会いしたり、あるいは緑の雇用事業でそこに入っている若い人たちとの対話をまいりました。

何としても山村地域がしっかりとしていくために、いろいろな事業を総合的に必要がありまして、やはり林業がしっかりととする、林業がそこで成り立っていくような形の施策を強力に進めなければ、山村地域が持続可能な形で発展することは、維持できることはないと、いうふうに考えたところです。

○菅野委員 大臣、考え方はわかりました。

ただ、今なぜここまでなっているのかという一つの問題点は、地方財政が非常に厳しくなつてしまっている、その中で山村対策ができなくなつて集落が疲弊していっているという現実を見抜け

りならないというふうに思っています。そういう意味で、確かに自治体の関与は必要なんですねが、国の関与というものが非常に重要なつてきているということを私は申し上げておきたいと思うふうに思っています。

次に、緑資源機構の職員の雇用について改めてお伺いします。

とりあえず、この四月一日は職員の雇用問題はクリアされています。しかし、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業にかかる職員の雇用問題が、事業が終了した数年後に再び発生するわけです。その際に、この二つの事業に従事する二百四十二名の職員をどのように処遇するつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○中條政府参考人 事業の完了によりまして廃止となります特定中山間保全整備事業、それから農用地総合整備事業にかかる職員の処遇についてのお問い合わせでございます。

先ほど大臣の答弁にもございましたけれども、

現在、緑資源機構で実施しております特定中山間保全整備事業、それから農用地総合整備事業につきましては、同機構の廃止に伴いまして、森林総合研究所におきまして事業を承継することとされておりまして、これらの事業にかかる職員も森林総合研究所の職員となることとしております。

これらのこと

は、委員が先ほど来るお話がございました、奥地の水源地帯の保安林において森林を造成し、水源涵養、国土保全及び地球温暖化防止の公益的機能を維持増進するというようなことでございますから、今後ともこれは着実に推進していく必要があります。

○若林国務大臣 お話をございました森林造成事業でございますけれども、その重要性について

は、委員が先ほど来るお話がございました、奥地の水源地帯の保安林において森林を造成し、水

源涵養、国土保全及び地球温暖化防止の公益的機

能を維持増進するというようなことでございま

すから、今後ともこれは着実に推進していく必要が

あるわけでございます。

○菅野委員 この事業を着実に進めるためには、今後とも必

要な職員を配置していくことになるわけでありま

すが、これに当たっては、これまで緑資源機構の

他事業に従事していた職員の受け入れについても

検討をしていく考え方でございます。

しかししながら、このことだけで職員の雇用問題

に対処することは難しいものと考えております

て、その意味で、先ほど来お話を申し上げておりますように、今後とも必ず関係府省による雇用対策連絡会というものを通じて、他の独立行政法人に対する受け入れ措置などを要請し検討する、これらとあわせて適切に対処してまいりたいと考えております。

○菅野委員 他の独立行政法人に移すということ

は、その人にとっては本当に大変なことだとい

うことを考へ合わせながら、事業の拡大等も含めて

検討していただきたいと強く要請しておきたいと

思います。

最後に、国有林野事業特別会計の見直しについ

て質問いたします。

農林水産省の案は、一般会計化と並行して、国

うべきです。

あわせて、横断的な雇用確保、これ

は独立行政法人の間での異動ということになりま

すが、職員の技能、能力を生かすということであ

れば、なるべく関連した事業で雇用を保障すべき

です。

例えば、これまで特定中山間保全整備と農用地

総合整備に充ててきた予算是山村対策として振り

向け、水源林造成事業を継続、拡大し、その中で

雇用を確保していくことも考えられてしかるべき

だと思います。

○井出政府参考人 国有林野事業の一般会計化、一部独立行政法人化につきましては、先ほど来御

答弁申し上げておりますように、行革推進法にお

きまして、事業の性質に応じて、一部を独法に移

管した上で、特別会計を一般会計に統合すること

について検討するというふうにされております。

現時点では、そういう方向に即しまして、今

後とも公益的機能の維持増進が図られるよう

に、

国有企业の管理経営が適切かつ効率的に行えるよ

うに検討をしているところでございます。

○井出政府参考人 先ほど来申し上げていますように、今後とも必ず関係府省による雇用対策連絡会というものを通じて、他の独立行政法人に対する受け入れ措置などを要請し検討する、これらとあわせて適切に

対処してまいりたいと考えております。

○菅野委員 他の独立行政法人に移す

こと

は、その人にとっては本当に大変なことだとい

うことを考へ合わせながら、事業の拡大等も含めて

検討していただきたいと強く要請しておきたいと

思います。

最後に、国有林野事業特別会計の見直しについ

て質問いたします。

農林水産省の案は、一般会計化と並行して、国

有林の木材販売や森林整備部門を切り離して、新たな独立行政法人に移行させるものと聞いております。しかし、同じ国有林野の業務でありながら、一部は一般会計、一部は独立行政法人というものは、システムとしてどうなのか、極めて疑問です。やはり国有林野にかかる業務は国の直営とすべきだと思います。この点、慎重に検討していると思いますが、答弁を願いたいと思います。

○井出政府参考人 行革推進法におきましては、今委員御指摘のように、「平成二十二年度末までに検討する」と書いてございます。その後、昨年末の独立行政法人の整理合理化計画におきまして、

绿資源機構の廃止に伴い、森林総合研究所に移管される水源林造成事業の行方につきまして、行く

年年度末までに検討するものとする」と書いてあるんじやないですか。答弁願いたいと思います。

○井出政府参考人 行革推進法におきましては、

今委員御指摘のように、「平成二十二年度末までに検討する」と書いてございます。その後、昨年末の独立行政法人の整理合理化計画におきまして、

绿資源機構の廃止に伴い、森林総合研究所に移管される水源林造成事業の行方につきまして、行く

年年度末までに検討するものとする」と書いてあるんじやないですか。答弁願いたいと思います。

○井出政府参考人 行革推進法におきましては、

まして、その計画の上では一年前倒しも検討するということになつております。

○菅野委員 率直に言うと、地球温暖化対策で森林の役割が大きく見直されているのに、予算措置は不十分、林野庁の職員も減らされ続けていることに私は納得いきません。

国有林野特会の見直しについても、二年前に行革推進法が審議された際、私は、当時の中川昭一農水大臣ともかなり議論して、平成二十二年度末までじっくり時間をかけて丁寧に検討すべきだと主張してまいりましたし、当時、中川大臣もそのとおりと答弁しております。今も大臣は、その方向は間違ひありませんね。

特別会計の見直しと森林管理業務の独立行政法人化については、内閣、行政の決定にゆだねてしまふのではなく、国会の場で慎重に議論して結論を得るべきです。加えて、その際には、当該職員や職員団体の意見に丁寧に耳を傾けていただきたいと思いますが、あわせて、大臣に答弁をお願いしたいと思います。

○若林国務大臣 林野庁長官の方から御答弁を申し上げたとおりでございます。

国有林野事業の一般会計化、また一部独立行政法人化につきましては、現在、行政改革推進法の規定に基づいて検討を行つてあるところでござりますけれども、この検討に当たつては、今後も幅広い観点から慎重に検討しなければならないと考えているところであります。

このような中で、委員がお話をございました、そこで働いておられます職員、労働組合の理解を求めなければならぬ、そしてこれが円滑に進められることが重要だと考えておりまして、今次改革の目的、とか意義、とか、それらについても十分説明をしながら、論議、意思疎通を重ねて適切に対処してまいりたいと考えております。

○菅野委員 最後に、一言申し上げておきます。

独立行政法人整理合理化計画、確かに閣議決定されていますけれども、一方では、行政改革推進に関する法律というもので明確に「平成二十二年

度末までに検討するものとする」という条文があるわけですから、このことを踏まえて、政府として適切に対応していただきたい。

○宮腰委員長 このことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○宮腰委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○宮腰委員長 これより討論に入るであります。が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○宮腰委員長 内閣提出、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮腰委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○宮腰委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮腰委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、岩永峯一君外三名から、自由民主党・民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。西博義君。

○西委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案に対する附帯決議(案)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第二十八条及び第五十条

第一項の検討に当たつては、地球温暖化対策と

しての森林整備(水源林造成等を含む)、民有林の保全・整備に伴う作業道整備、林産業を中心とした農山村活性化等の重要性にかんがみ、そ

の実施体制については、国自ら一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒

ししないことも含め、山村全体への対応など幅広い観点から、慎重に検討すること。

なお、緑資源幹線林道事業(旧大規模林道事業)については、廃止すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申しあげます。

○宮腰委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮腰委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を認められておりますので、これを許します。農林水産大臣若林正俊君。

○若林国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をしてまいる所存でございます。

○宮腰委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○宮腰委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

平成二十年四月一日印刷

平成二十年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局